

鹿屋市DXアドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿屋市（以下「市」という。）におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を推進するため、専門的な見地からの助言等を行う鹿屋市DXアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置することにより、行政サービスにおける市民の利便性の向上及び庁内業務の効率化を図ることを目的とする。

(職務)

第2条 アドバイザーの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本市のDXの推進に向けた取組について助言すること。
- (2) 市職員に向けたDXに関する研修等を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、DX全般について助言すること。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、DXに関する専門的知識及び豊富な経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第5条 アドバイザーの報酬は、無報酬とする。

(解嘱)

第6条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第2条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 次条の規定に違反したとき。
- (3) アドバイザーとして不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により、職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要が無くなったとき。

(守秘義務)

第7条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 アドバイザーに関する庶務は、総務部デジタル推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。